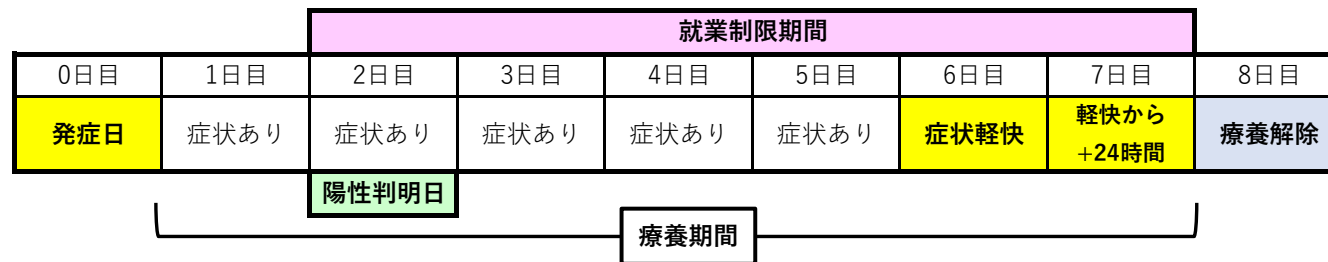


【例：発症から2日目に陽性が判明した方の療養期間・就業制限期間】

(1) 発症から6日目までに症状が軽快した場合



- 上記の場合、発症から7日間経過し、かつ、症状経過から24時間経過する「7日目」までが療養期間となります。
- 就業制限期間は陽性判明日（2日目）から、療養期間を満たす「7日目」までの6日間です。